

景観まちづくりに関係するルールには、住民同士の紳士協定から法令等に基づく法的な拘束力をもつものまで、様々なものがあります。

練馬区 都市整備部 都市計画課

景観協定でできること

- 景観法に基づき、景観協定区域内の良好な景観の形成に関する事項を定めることができます。（土地の区域、良好な景観の形成に必要なもの、協定の有効期間、違反した場合の措置など）
- 建築物、工作物、樹林地、緑化、屋外広告物等の景観に関するものについて、必要な事項を幅広く定めることができます。
- 協定に合意をした土地所有者等が移転等により代わった場合、協定は継承されます。

協定を申請できる人

- 区内にある、まとまった土地の所有者および借地権を持つ人
- 土地の所有者が一人の場合でも景観協定を定めることができます（一人協定）。
※例：分譲を予定した住宅地の開発等

協定を締結するには

- 景観協定区域を設定し、土地所有者等全員の合意を得ること
（合意をしていない人に協定の効力は発生しません）
- 景観協定の内容が景観法第 83 条第 1 項に該当すること
- 区長の認可を得ること

協定で定める事項

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 景観協定の目的となる土地の区域 | ※左記(1)～(4)のほか、景観協定区域隣接地（将来的に景観協定区域の一部になることが望ましい土地）を定めることができます。 |
| (2) 良好な景観の形成のために必要なもの | |
| (3) 景観協定の有効期間 | |
| (4) 景観協定に違反した場合の措置 | |

→ 定めることが可能な項目

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ・建築物の形態意匠に関する基準 | ・樹林地、草地等の保全又は緑化に関すること |
| ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 | ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 |
| ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 | ・農用地の保全又は利用に関すること |
| | ・その他良好な景観の形成に関すること |

申請について

「景観協定認可申請書（第 24 号様式）」に必要書類一式を添えて、区に提出します。申請後は区で内容の審査、公告、関係人の縦覧（2 週間）の手続があります。

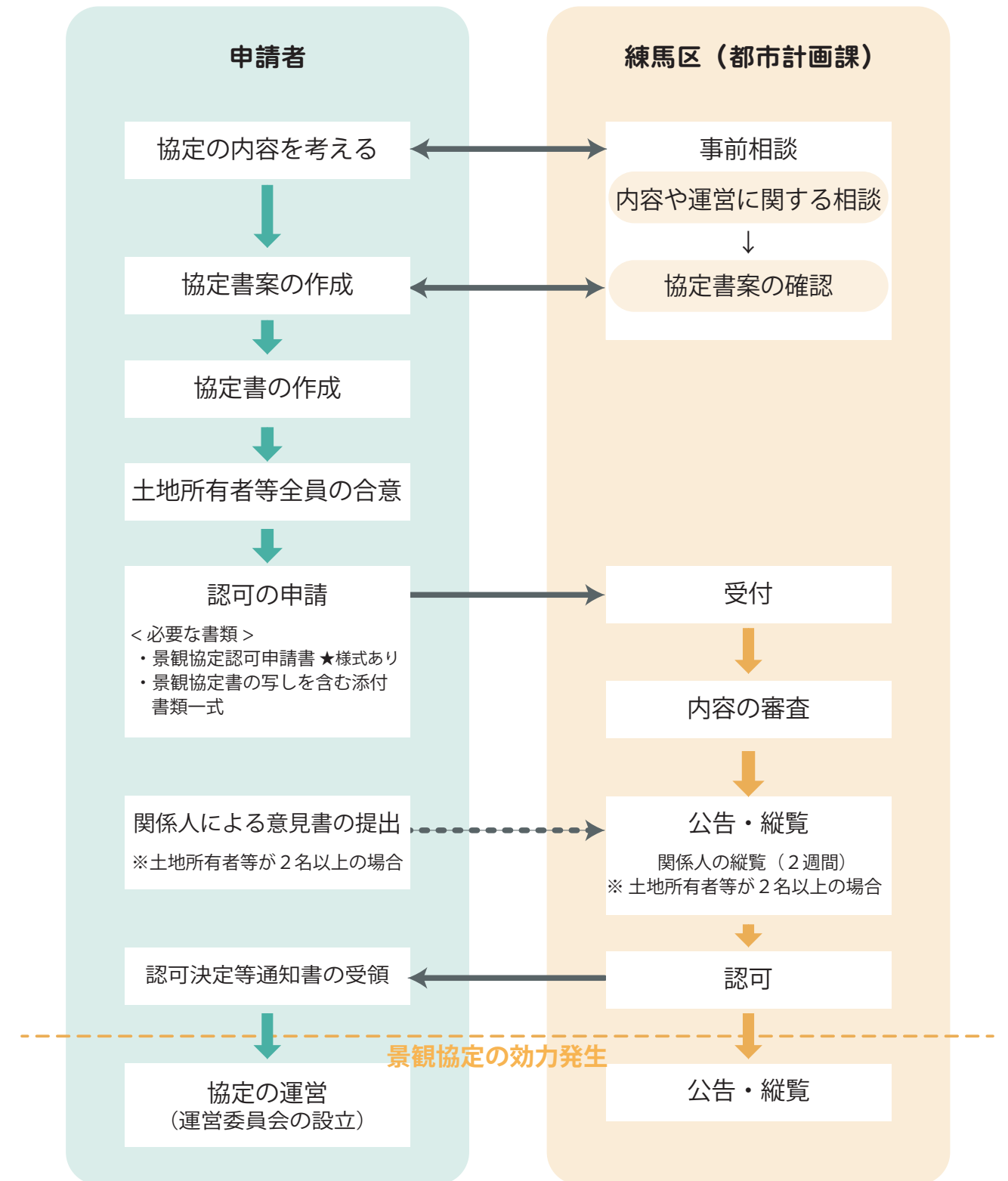
◎ 詳しくは右ページをご覧ください。

申請に必要な書類

- (1) 景観協定認可申請書（第 24 号様式）
- (2) 添付書類一式（ア～カ）
 - ア 案内図
 - イ 区域を示す図面
 - ウ 協定書の写し
 - エ 土地所有者等全員の住所・氏名および権利の種類、合意を証する書類
 - オ 代表者を証する書類
 - カ 区域内の区民等への説明に係る報告書



景観協定導入の流れ



協定が認可されたら

運営委員会を設立するなどして、協定を締結した皆さんで景観協定のルールを運営していきます。
※ 景観協定で定めた事項に変更があるとき、または協定を廃止するときは、区長の認可が必要です。